

【国土交通委員会】

○道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、自然災害の頻発や道路の老朽化等により、安全かつ円滑な道路交通の確保の重要性が増大していることに鑑み、また、道路の脱炭素化を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 道路法の一部改正

- 1 道路網の整備に関する基本理念を創設すること。
- 2 道路の維持、修繕等を関係道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要がある連携協力道路について、関係道路管理者は、協議によりその管理の方法及び連携協力道路の管理に関する費用の分担の方法等を別に定めることができること。
- 3 交通上密接な関連を有する密接関連道路の管理を行う2以上の道路管理者は、道路法に定める協議会における協議の結果、大規模な災害が発生した場合における緊急輸送の確保を図るための密接関連道路の啓開のために行う維持を効果的に行うため必要があると認めるときは、共同して、道路啓開計画を作成するものとし、同計画に基づいて密接関連道路の道路管理者がその管理する道路以外の密接関連道路の維持を行う場合において、当該密接関連道路を管理する道路管理者による承認を不要とすること。
- 4 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請に基づいて、道路の附属物である自動車駐車場について、災害復旧に関する工事等の実施のために必要な管理を当該地方公共団体に代わって自ら行うことができること。
- 5 道路の附属物である自動車駐車場の合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められる災害応急対策に資する施設等であって、災害が発生した場合において防災拠点自動車駐車場等へ移動させることができるものに係る道路への占用許可基準を緩和すること。
- 6 道路管理者は、国土交通大臣が定める道路脱炭素化基本方針に即して、その管理する道路に係る道路脱炭素化推進計画を作成できること。

二 国土交通大臣が、災害が発生した場合において、地方道路公社からの要請に基づいて、当該地方道路公社に代わって道路の啓開のために行う維持及び災害復旧に関する工事を自ら行うことができるようにするため、道路整備特別措置法の一部を改正すること。

三 地方公共団体が一の五の災害応急対策に資する施設等を設置しようとする者に対し、その設置に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合に必要な資金の一部を、国が無利子で当該地方公共団体に貸し付けることができるようにするため、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正すること。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 令和6年能登半島地震により、道路啓開計画を事前に準備し、平時における訓練等を通じて災害時対応の実効性を向上させることが重要であることが改めて認識されたことに鑑み、道路啓開計画が未整備の地域が生じないように、国が主体的に取り組むとともに、都道府県等を積極的に支援すること。また、発災直後の道路啓開実施が着実に行われるよう、制度の適切な運用を図ること。

二 原子力発電施設等立地地域における道路啓開計画を策定するに当たっては、地震や津波等との複合災害時に被災者の避難を最優先にする観点から、原子力災害の特性に応じたものを策定すること。

三 災害発生時において道路啓開を含む緊急復旧等を機動的に実施するため、その担い手となる地域建設業者や道路管理者等が平時から十分な資機材を確保しておくことが可能となるよう、維持管理費用に配慮するなど財政支援等に必要な予算を確保するなどの環境整備を図ること。また、道路管理者においても資機材を確保すること。

四 広域的な支援拠点としての観点から、「防災道の駅」の追加選定を戦略的に行うとともに、「防災道の駅」以外であっても防災上の位置付けを有する道の駅については、当該道の駅における施設や自動車駐車場の耐震性の向上等が図られるよう、財政的支援の強化に努めること。

五 地方公共団体や民間事業者が、災害時に派遣可能なトイレコンテナ等を設置することについて、無利子貸付以外にも支援措置を充実させること。

六 災害時における高付加価値コンテナの更なる活用促進を図る観点から、本法による占用許可基準の緩和措置や各種支援制度を周知し、民間事業者等による保有を促進するとともに、道路管理者自らもその保有に努めること。ま

た、民間事業者等が保有するものを含め、災害時に活用できる高付加価値コンテナの配備状況を把握し、発災時に円滑な運用がなされるよう必要な取組を行うこと。

七 道路空間における脱炭素化施設等の導入促進のために民間事業者が活用できるための道路占用基準の運用に当たっては、道路自体の脱炭素化に資するものであるものを優先し、新たな利権の発生につながらないよう公平公正な基準を設けること。

八 都市災害の減少や都市景観の向上を図り、交通渋滞などに繋がる地中・道路の地下に埋設されている上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関係の改修工事において、共同溝の導入や、共同工事・集中工事で、効率的な道路工事の実施を進めること。

○港湾法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、近年の気候変動等に対応して港湾の保全及び円滑な利用の確保を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 港湾法の一部改正

- 1 港湾管理者は、気候変動に伴う海水面の上昇等から港湾の保全を図るための官民協働の取組を促進するための協働防護計画を作成すること及び同計画の作成・実施に関する必要な協議を行う協働防護協議会を組織することができることとし、同計画に基づく取組を促進するための協定制度を創設すること。
- 2 海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する行政財産の貸付けを受けている者が、貸付けを受けた行政財産とは別の行政財産の一時的な利用を希望する場合、国土交通大臣に対し、利用調整協議会を組織するよう要請できることとし、国土交通大臣は、要請に係る一時的な利用が海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の円滑な実施に資すると認めるときは、利用調整協議会を組織すること。
- 3 国土交通大臣は、港湾管理者から要請があり、当該港湾管理者における工事の実施体制等地域の実情を勘案して、自らが当該港湾管理者の管理する港湾施設の改良に関する工事を行うことが適当であると認められる場合は、当該港湾管理者に代わってこれを行うことができること。
- 4 港湾管理者は、港湾施設に非常災害による被害が発生した場合において、

当該港湾施設を災害応急対策必要物資の流通に係る業務に使用するため応急の復旧を緊急に行う必要があり、他に手段がないと認めるときは、当該業務の現場において、他人の土石等を収用等することができること。

- 5 港湾管理者は、港湾施設に災害応急対策の拠点としての機能の確保を図るため必要があると認めるときは、荷さばき地、上屋等の港湾施設の所有者等との間で協定を締結して、災害時においてこれらの港湾施設を使用することができること。

二 北海道開発のためにする港湾工事に係る法律及び沖縄振興特別措置法の一部改正

- 1 国土交通大臣は、自らが港湾工事をする場合において必要があると認めるときは、港湾管理者と協議の上、当該工事に必要な限度で、当該港湾管理者に代わってその権限を行うこと。
- 2 国土交通大臣は、自らが行った港湾工事によって生じた海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する行政財産を事業者に貸し付けることができることとし、その場合、当該行政財産について利用調整協議会における調整の対象とすること。

三 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 協働防護計画に基づく最適化事業を円滑に推進するために、民間事業者に対する税制支援のみならず、協働防護協議会に対し、ガイドラインの作成、知見やノウハウの提供、人材支援といったソフト面での支援や助言を十分に行うこと。また、協働防護計画の作成に当たり、港湾管理者の組織体制や人材育成等の充実のための支援を強化すること。
- 二 協働防護計画の作成に当たっては、政策決定を優先するのではなく、民間事業者が無理なく参加できるような計画となるよう港湾管理者に対し指導すること。また、計画の検討に際し、港湾施設を所有する民間事業者からの意見を十分聴いて、その趣旨を最大限尊重するとともに、特に中小事業者の置かれた厳しい経営環境や所有する港湾施設の現状等について十分配慮するよう、港湾管理者に対し指導すること。
- 三 協働防護の主要関係者として、協働防護協議会への港湾労働者の代表の参

画を確実に働きかけること。

四 港湾管理者における技術職員不足に対しては、国による港湾工事の代行措置の実施と併せ、技術系職員の確保・育成及び定着のための施策に努めるとともに、賃金等の労働条件の改善が図られるようにすること。

五 港湾施設の老朽化の進行に対し、港湾管理者の人員・予算の不足により港湾施設の維持管理が不十分となることがないように、人員・予算の確保に努めるとともに、港湾施設の点検の効率化や適切なメンテナンス体制の在り方を検討し、持続可能な維持管理体制を実現すること。また、港湾施設の点検・整備におけるデジタル技術の導入を促進し、作業の効率化に向けた環境整備を図ること。

六 海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭の一時的な利用については、一時的であっても長期・広範囲の埠頭の占用を伴うことから、埠頭の貸付けに当たっては一般の利用者の利便を妨げることがないように十分留意すること。

七 災害発生時に港湾施設の復旧作業に従事する人員の確保策の実効性について十分に検討を行うこと。特に、発災時は復旧作業に従事する者も被災者であるという視点に立ち、これらの者が無理なく復旧作業に従事できる体制の構築と、必要な環境の整備を図ること。

○老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）要旨

本案は、マンションその他の区分所有建物の管理及び再生の円滑化等を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 建物の区分所有等に関する法律の一部改正

- 1 建物敷地売却や取壊し、建物の更新等についても、集会において5分の4以上の多数による決議で可能とし、耐震性不足等の場合は、多数決割合を4分の3に引き下げるものとする。
- 2 裁判所が認定した所在等不明区分所有者は、集会における議決権を有しないものとし、区分所有権の処分を伴わない決議に関する集会の議事は、出席した区分所有者による多数決で決するものとする。
- 3 所有者不明の専有部分、管理不全の専有部分・共用部分を裁判所が選任する管理人に管理させることを可能とする、区分所有建物の管理に特化した財産管理制度を創設すること。
- 4 管理者は、その職務（保険金等の請求及び受領を含む。）に関し、区分

所有者（保険金等の請求及び受領の場合はその請求権を有する者（区分所有者又は区分所有者であった者（書面等による別段の意思表示をした区分所有者であった者を除く。）に限る。））を代理するものとする。

二 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部改正

政令で指定された災害により重大な被害を受けた区分所有建物の建替え決議等の多数決割合をいずれも3分の2に引き下げるとともに、決議可能期間を6年を超えない範囲内で政令で定めるものとする。

三 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正

- 1 都道府県知事等は、マンションの区分所有者に対して報告徴収を求め、助言指導、勧告をすることができ、当該勧告に従わない場合、その旨を公表することができるものとする。
- 2 一の1の各決議を踏まえて実施される各事業の手続規定等を整備すること。
- 3 隣接地の所有権等を、建替え等の後のマンションの区分所有権等に変換できるものとする。

四 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正

- 1 都道府県知事等は、管理組合等に対してマンションの適正な管理に必要な援助等を行うことができると認められるものを、マンション管理適正化支援法人として登録することができるものとする。
- 2 分譲事業者は管理計画を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができるものとする。
- 3 マンション管理業者が管理受託契約を締結している管理組合等から管理者事務の委託を受けることを内容とする契約を締結しようとする場合及び当該契約の締結により管理者等となった後に自己取引等を行う場合には、区分所有者等へ事前説明をしなければならないものとする。

五 マンション更新等に必要な資金の貸付けを行うため、独立行政法人住宅金融支援機構法を改正すること。

六 この法律は、一部を除き、令和8年4月1日から施行するものとする。

（修正要旨）

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の建物の区分所有等に関する法律第二十六条第二項の別段の意思表示等に係る規約の設定又は変更の状況並びに同項に規定する保険金等の請求及び受領の状況等を勘案し、管理者又は区分所有者若しくは区分所有者であった者からの相談に的

確に応じることができる体制の整備その他分譲マンション等の共用部分の補修等に係る紛争の予防及び解決のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 管理者による共用部分に関する損害賠償請求権の代理行使に当たり、旧区分所有者の取り分も含む損害賠償金を確実に修繕費用に充当することができるよう、損害賠償金の使途を定めることを内容とする標準管理規約の改訂を早期に行い、各管理組合において管理規約の改訂が速やかに行われるよう関連団体等を通じて働きかけを行うこと。一方で、そもそも管理組合自体がない等、管理不全マンションの区分所有者に対しても必要な措置を講じること。
- 二 標準管理規約の改訂を踏まえ、各管理組合の管理規約において共用部分について生じた損害賠償金の使途を定める規定の制定状況の把握に努めること。また、管理規約に同内容が規定されなかったこと等により、旧区分所有者による別段の意思表示が行われた結果、損害賠償金の一部が修繕費用に充当できなかった事例の実態把握に努め、必要に応じ所要の措置を講じること。
- 三 マンションの管理や再生が円滑に行われるよう、地方公共団体、管理組合、区分所有者等に対し、本法により、区分所有権の処分を伴わない決議が集会への出席者による多数決で可能となることや、マンションの再生等に活用可能な事業手法が増加すること等について、周知徹底を図ること。
- 四 管理不全マンションの増加を防ぐため、マンションの管理水準向上に資する管理計画認定制度が新築時から積極的に活用されるよう、分譲事業者に対し、管理計画の作成を積極的に促すこと。また、管理水準の高いマンションの資産価値が適正に評価されるよう、市場環境の整備に努めること。
- 五 管理組合自体がないような既存の管理不全マンションについては、管理組合の設立から、管理計画の策定及び実施に至るまで、地方公共団体が伴走支援を行うよう働きかけを行うこと。
- 六 マンション管理業者が管理事務及び管理者事務の双方の委託を受けている場合、利益相反により区分所有者が不利益を被ることのないよう、本法に規定された事前説明の確実な実施に加え、マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドラインを踏まえた対応を行うことについて、関連団体等を通じて周知徹底を図ること。

- 七 マンションの再生事業等により新たに住まいを確保する必要がある場合には、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保を十分に図ること。また、公営住宅等の公的賃貸住宅の活用が図られるよう、地方公共団体への的確な支援に努めること。
- 八 マンションの管理及び再生に当たっての助言指導や勧告、再生事業等の認可などに当たっては、地方公共団体が担うマンション関連事務が増加することから、マニュアルの整備やマンション政策の担当者の育成支援など、その負担軽減のために必要な措置を講じること。
- 九 マンションの管理及び再生に当たっては、知識や経験を有する民間団体を積極的に活用するため、十分な数のマンション管理適正化支援法人が確保されるよう、関連団体に対し、登録の働きかけを行うこと。また、管理組合等に対し、マンション管理適正化支援法人の活用方法等について分かりやすく情報発信を行うこと。

○航空法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）要旨

本案は、最近の航空分野における事故の発生状況、災害時における航空輸送の確保の要請等に鑑み、航空機の航行の安全を確保するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 航空法の一部改正

- 1 空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準に定める事項に、地上走行中の航空機又は車両の滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修に関する事項を追加すること。
- 2 操縦技能証明を有する者は、航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練であって登録訓練機関等が行う訓練等である技能発揮訓練を修了していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について、航空交通管制圏に係る空港等における航空機の離着陸等の操縦等を行ってはならないこと。
- 3 2の航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができることとし、国土交通大臣は、登録の申請をした者が一定の要件に適合しているときは、その登録をしなければならないこと。また、登録訓練機関は、その訓練を修了した者に対し、修了証明書を交付しなければならないこと。

二 空港法の一部改正

- 1 国土交通大臣は、地方管理空港の空港管理者から要請があり、かつ、地方管理空港の滑走路等の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事であつて、滑走路等又は空港用地が一定の基準に適合しなくなるおそれがある場合に行うもので、高度の技術を要する又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められる工事を当該空港管理者に代わって自ら施行することが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを施行することができること。
- 2 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、会社管理空港又は地方管理空港の空港管理者から要請があり、かつ、一定の要件を満たす当該空港の災害復旧工事を当該空港管理者に代わって自ら施行することが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを施行することができること。
- 3 1及び2の工事の費用の負担について定めること。

三 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 令和6年1月の羽田空港航空機衝突事故により尊い人命が失われたことを重く受け止め、同様の事故を二度と発生させることのないよう、実効性のある再発防止策を講じること。
- 二 滑走路安全チームへの航空事業者やグランドハンドリング事業者等の現場職員の参画を確実に働きかけること。
- 三 グランドハンドリングに従事する者が安心して安全に働くための環境整備に向けて、勤務間インターバル制度の導入や、航空会社とグランドハンドリング事業者及びグランドハンドリング事業者間の適正取引を国として推進すること。また、適正取引等推進のためのガイドラインの策定に当たっては、特に外国航空会社と本邦グランドハンドリング事業者との契約の実態を正確に把握し、実効性の向上を図ること。

- 四 頻繁に離着陸が行われる空港等におけるパイロットに対するCRM訓練の修了の義務付けについては、ヒューマンエラーの未然防止のために実効性の

ある訓練内容とするとともに、訓練の内容、時間、料金等の具体的な内容を明確にし、パイロットに対し周知徹底を図ること。また、諸外国のCRM訓練の実情調査の結果を踏まえ、我が国のCRM訓練に必要なものは適切に取り入れること。

- 五 災害時における国による地方管理空港等の工事代行や権限代行について、空港管理者からの要請に対し、国自ら施行することが適当であることを客観的に判断するための基準を明確にするとともに、災害復旧工事や航空機のエプロンの利用調整等に迅速に対応できるよう、国の組織体制を構築すること。
- 六 地方管理空港の老朽化の進行に対し、地方公共団体の技術系職員不足により地方管理空港の維持管理が不十分となることがないように、国による地方管理空港の工事の代行と併せ、技術系職員の確保・育成及び定着のための施策に努めること。また、デジタル技術の導入や自動化を促進し、業務の効率化に向けた環境整備を図ること。

○船員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）要旨

本案は、最近における我が国の海上企業をめぐる状況に鑑み、船員の確保に資するとともに、1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の的確な実施を確保する等のため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 船員法の一部改正

- 1 国土交通省令で定める船舶の船長は、その輸送中のコンテナが海中に転落したときは、直ちに、その詳細を、付近にある船舶、当該地点の最寄りの海上保安機関及び自己の指揮する船舶の旗国の権限のある機関に通報しなければならないものとする。
- 2 船員手帳への船長による船員の勤務に関する事項の記載並びに国土交通大臣による航海当直等に必要な知識及び能力の認定に係る証印について、それぞれ船舶所有者が交付する書面及び国土交通大臣が交付する証書で代替することを可能とすること。
- 3 船舶所有者は、船員と雇入契約（遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶において船長等の職務を行う旨を定めた特定雇入契約を除く。）を締結したときは、遅滞なく、当該船員について、生存技術、消火技術及び応急手当等に関する基本訓練を実施しなければならないものとする。

- 4 船舶所有者は、船員と特定雇入契約を締結したときは、遅滞なく、当該船員について、応急手当等に関する基本訓練を実施するとともに、登録講習機関による生存技術及び消火技術に関する実技講習を受けさせなければならないものとする。
- 5 船舶所有者は、船内における安全及び衛生の水準並びに休息の質の向上を図るため、快適な海上労働環境を形成するよう努めなければならないものとする。

二 船員職業安定法の一部改正

- 1 地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を行うことができるものとする。
- 2 地方運輸局長等は、広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないものとするとともに、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならないものとする。

三 船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正

船舶所有者は、一定規模以上の漁船には、一定の乗船履歴を有し、かつ、漁ろう操船講習を修了した者以外の者を、船長又は航海士として乗り組ませてはならないものとする。

- 四 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 漁船員条約締約国が発給した資格証明書の受有者が特定漁船に乗り組むための特例の適用に当たっては、商船と漁船の区別なく、高度の技能を求める我が国の海技免許制度が航行の安全確保に大きく貢献していることを踏まえ、他の締約国における商船と漁船との海技資格の在り方の異同に留意し、航行の安全を損なうことにならないようにすること。
- 二 漁船員条約の締結に伴う各種講習の五年ごとの受講が漁船員及び船舶所有者に過度の負担をもたらすこととならないよう、受講料の軽減等を図るために必要な措置を講ずるとともに、受講者の利便のため、各登録講習機関の増加及び偏在の解消に努めること。

- 三 最短で令和８年１月に漁船員条約が国内で発効し、漁ろう操船講習に関する規定が施行されることを踏まえ、漁ろう操船講習の具体的な内容を早期に明らかにし、関係者に周知すること。
- 四 漁船員条約に係る国内法の運用に当たっては、同条約に定める安全の担保に配慮しつつ、日本船舶の深刻な船員不足に対応し、「労働力の流動性」を最重要事項として考慮する観点から、政府と労使とで意見交換を行った上で、主体的に運用の基本的な方向性を示すこと。
- 五 深刻な船員不足の解消へ向けて、働き方改革の推進及び働く環境の整備とともに、人材育成ルートの強化及び人材確保の間口の拡充並びに幼少期からの体験乗船等を通じた海に親しむ長期的な取組を強力に推進すること。また、企業・業界と連携し、一体となって取り組むこと。

○半島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第16号）

要旨

本案は、最近における半島地域の社会経済情勢に鑑み、引き続き半島地域の振興を図るため、半島振興法の有効期限を10年延長するとともに、目的規定を整備し、基本理念、国等の責務及び半島振興基本方針に係る規定を定める等、必要な措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 目的規定について、次の改正を行うこと。

- 1 半島地域が担っている重要な役割として、自然環境及び良好な景観の保全並びに多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を追加すること。
- 2 地域における創意工夫を生かすこと並びに半島振興のための連携及び協力の対象として半島地域と継続的な関係を有する半島地域外の人材を含むことを明記すること。
- 3 半島振興法の目的として、半島防災及び地方創生を追加すること。

二 基本理念として、半島振興が、地方創生、地域の特性を生かした魅力の増進及び半島防災の３つの観点を踏まえて行われなければならないこととするとともに、国及び都道府県の責務として、基本理念にのっとり施策を講ずべき旨を明らかにすること。

三 国が半島振興基本方針を定めることとするとともに、都道府県による半島振興計画の作成について努力義務化及び記載事項の充実を図ること。

四 半島振興対策実施地域に係る国及び地方公共団体の配慮規定として、交通の確保、デジタル社会の形成に資する情報の流通の円滑化、医療の確保、障

害福祉サービス等の確保、児童の福祉の増進、教育の充実、自然環境の保全及び再生、再生可能エネルギーの利用の推進、移住等の促進、半島防災の推進及び実効性の確保、感染症が発生した場合における生活に必要な物資の確保、小規模な集落への配慮等に係る事項を追加すること。

五 半島振興に係る体制の整備を図るため、地方公共団体等の半島振興に携わる関係者が協議会を組織することができることとするとともに、半島振興基本方針及び半島振興計画に係る主務大臣として内閣総理大臣を追加すること。

六 半島振興法の有効期限を令和17年3月31日まで10年間延長すること。

七 この法律は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行すること。

○貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第33号）要旨

本案は、貨物自動車運送事業に係る輸送の安全を確保し及びその健全な発達を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可に係る更新制を導入し、一般貨物自動車運送事業者等は、5年ごとに許可の更新を受けなければ、その効力を失うこととするとともに、国土交通大臣は、独立行政法人に、許可の更新事務の一部を行わせることができること。

二 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金について、燃料費、全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料、事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、公租公課等の事業の適正な運営の確保のために通常必要と認められる費用を的確に反映した積算を行うことにより、貨物自動車運送事業の適正な運営を図るための原価である適正原価を定めることができることとし、これに伴い、標準的な運賃は廃止すること。また、貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者は、自らが引き受ける貨物を運送するとき又は自らが引き受ける貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するときは、その運賃等が適正原価を下回らないようにしなければならないこと。

三 現行法において貨物利用運送事業者が真荷主として扱われる場合について、貨物利用運送事業者が元請事業者として扱われるよう真荷主の範囲を適正化すること。

- 四 貨物自動車運送事業者等は、真荷主から引き受けた貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するときは、当該貨物の運送について当該他の貨物自動車運送事業者等からの２以上の段階にわたる委託を制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- 五 何人も、無許可等で貨物自動車運送事業を経営する者に貨物の運送を委託してはならないこととするとともに、違反して貨物の運送を委託した者は100万円以下の罰金に処すること。また、国土交通大臣は、当分の間、無許可経営等の原因となるおそれのある行為を荷主等がしている疑いがあると認めるときは、当該荷主等に対し当該行為をしないよう要請できるとともに、荷主等が当該行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該行為をしないよう勧告できることとし、その旨を公表すること。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案 （国土交通委員長提出、衆法第34号）要旨

本案は、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進を総合的かつ集中的に行うため、その推進に関し、基本となる事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 基本方針として、独立行政法人に、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可の更新事務の一部及び貨物自動車運送に係る安全性の向上等の貨物自動車運送事業の適正化等に資する取組への支援に関する業務を行わせるとともに、これらの業務がその独立行政法人により適切かつ効率的に実施されるよう、必要な体制の整備を行うこと。
- 二 一の業務の費用に係る財源の確保に関する基本方針として、許可の更新事務に必要な費用は、国庫が負担することとし、許可の更新に係る手数料による収入等を活用して確保すること、また、貨物自動車運送事業の適正化等に資する取組への支援に関する業務に必要な費用を確保できるよう、貨物自動車運送事業の適正化とこれを通じた持続可能な物流の確保を広く社会で支える観点から幅広く検討を行うこと。
- 三 政府は、基本方針に基づく貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等について、この法律の施行後３年以内を目途として講じなければならないこと。

- 四 政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣その他の関係大臣及び公正取引委員会委員長をもって構成する物流政策推進会議を設けるとともに、同会議の下に、連絡調整を行うための物流政策推進関係者会議を設けること。
- 五 この法律は、公布の日から施行すること。

**○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、
特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）要旨**

本件は、平成18年10月14日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止することとする同年10月13日の閣議決定、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された第三国籍船舶の入港を禁止することとする同年2月19日の閣議決定、国際連合安全保障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港を禁止することとする同年4月1日の閣議決定及び同年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された日本籍船舶の入港を禁止することとする同年12月9日の閣議決定等により変更された平成18年7月5日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、令和7年4月8日に入港禁止の期間を令和9年4月13日まで2年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるものである。